3　債権譲渡等の取扱

更生手続開始日以降、更生担保権・更生債権の譲渡又は移転がなされたときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、譲渡または移転前の債権額を基準として行う。なお、一部の譲渡又は移転が行われた場合は、譲渡前または移転前の債権者は更生担保権・更生債権について名義変更の手続を行わなくてはならない。この場合、譲渡前又は移転前の債権者が受ける権利変更及び弁済は、新旧権利者の債権額に按分して行われる。

4　端数処理

更生担保権・更生債権の権利変更において生じる免除後の債権額の１円未満の端数は、これを切り上げて支払う。

各分割弁済により生じる債権額の１円未満の端数は、これを切り下げて支払うこととし、第５回目の弁済時に調整する。

5　繰上げ弁済

管財人は、裁判所の許可を得て、本更生計画によって分割弁済の対象となっている債権を有する債権者との個別の合意に基づき、同債権者の債権の一部又は全部を繰上げて弁済することが出来る。但し、繰上げ弁済を受ける債権者のみが他の債権者に対して有利にならないように、本更生計画に基づく各弁済期日から繰上げ弁済実施日まで、年５％の割合以上の中間利息を控除しなければならない。繰上げ弁済実施の具体的な手順と内容は次のとおりとする。

①　管財人は、資金の余裕に応じて繰上げ弁済を行うことを決した場合は、毎年３月末日と９月末日に、更生会社が開設するホームページに、繰上げ弁済の予算額、控除する中間利息の率（予定）、繰上げ弁済の申出期限、及び繰上げ弁済実施日を開示する。

②　管財人は、繰上げ弁済の申出をした債権者と、個別に前項の開示内容に従った繰上げ弁済に関する合意書を作成する。但し、予算額を超える繰上げ弁済の申出があった場合（複数の債権者からの申出があり、その弁済額の総額が予算額を超える場合を含む。）、管財人は、控除すべき中間利息の利率について、申し出のあった債権者に変更を求めることが出来、複数の債権者から申出がなされている場合には、もっとも利率の高い債権者（同率の場合は、繰上げ弁済の必要性が高いと合理的に判断される債権者を優先する。）から繰上げ弁済を行うことが出来る。

③　前記①及び②の経緯を説明した上で、当該繰上げ弁済について裁判所の許可を得る。

6　弁済期の調整

暦日を以て記載している本章の期限の定めは、平成22年11月末日までに更生計画認可決定が確定していないときは、平成22年６月末日（更生計画案認可決定確定想定日）から、更生計画認可決定が確定した日の属する月の末日までの月数に応じてそれぞれ後に変更する。

第４章　未確定更生債権等の措置

第１節　査定申立等

1　未確定更生担保権

別表10―１「未確定更生担保権及びそれに伴う更生債権一覧表」記載の更生担保権については、管財人が別表10―１の「更生担保権として」「認めない額」欄記載のとおりに異議を述べたことから、当該債権者から、別表10―１の「更生担保権の査定申立額」欄記載の額について更生担保権査定の申立てがあり、現在手続が係属中である。

2　未確定更生債権

別表10―２「未確定一般更生債権一覧表」記載の更生債権については、更生手続開始決定当時訴訟係属中の債権であって、別表10―２「更生債権として」「認めない額」欄記載のとおりに異議を述べ、訴訟を受継したものであり、現在も訴訟係属中である。

第２節　未確定更生債権等の措置

1　未確定更生担保権

別表10―１「未確定更生担保権及びそれに伴う更生債権一覧表」記載の更生担保権の額が確定したときは、別表11―３、別表11―５、別表11―６、別表11―９、及び別表11―11「存続する担保権一覧表」の「新しい債権額」欄記載の額は、当該確定額に置きかわるものとし、当該確定額について、別表10―１「未確定更生担保権及びそれに伴う更生債権一覧表」の「確定した場合に適用される権利の変更及び弁済方法」欄記載の権利の変更及び弁済方法（第３章第１節又は本節）に従うものとし、新たに確定した更生担保権についての権利の変更後の債権額から、当該未確定更生担保権を有する債権者が有していた権利変更前の一般更生債権（当該未確定更生担保権にかかる担保権の被担保債権に限る。）のうち新たに確定した更生担保権額と同額の確定債権額に対する既払いの弁済額を控除した残額を弁済するものとする。

この場合、当該未確定更生担保権を有する債権者が有していた権利変更前の一般更生債権（当該未確定更生担保権にかかる担保権の被担保債権に限る。）の確定債権額は、新たに確定した更生担保権額と同額について更生計画認可決定時に遡って減額されたものとみなし、減額後の確定債権額について第３章第３節の定めを適用するものとし、減額された確定債権額についての既払いの弁済額については、前記のとおり新たに確定した更生担保権についての弁済額の算定において精算するものとする。

⑴　株式会社京葉銀行を更生担保権者とする未確定更生担保権

株式会社京葉銀行が債権者である別表10―１「未確定更生担保権及びそれに伴う更生債権一覧表」の整理番号１及び２記載の更生担保権については、以下のとおり弁済する。

①　管財人は、別表10―１の整理番号１及び２の「担保権の目的物の表示」欄記載の別表11―６「存続する担保権一覧表」記載の不動産（以下「京葉銀行エルカクエイ物件」という。）を、別紙「株式会社エルカクエイ更生計画案抜粋第４章１節⑶①」記載のとおりの方法で売却する。

②　管財人は、前記①に従って京葉銀行エルカクエイ物件の全部又は一部を売却したときは、当該物件にかかる更生担保権について、当該物件の売却代金の全額を受領した日と当該更生担保権が確定した日の何れか遅く到来した日から１ケ月以内に、下記ａ又はｂの何れか少ない額を一括して弁済する。

ａ　第３章第１節３⑵②と同じく、当該売却代金（消費税込み）から、その10％相当額と、同②記載の諸経費及び当該物件開発の条件となっている事項を履行するために必要な費用等の合計額を控除した残額（以下「売却手取額」という。）

ｂ　当該物件売却代金を前提として別紙「株式会社エルカクエイ更生計画案抜粋第４章第１節⑵」記載の計算方法によって算出した弁済額（以下「京葉銀行旧計画弁済額」という。）

③　京葉銀行エルカクエイ物件にかかる担保権にかかる更生担保権が確定した後に、前記②により算定される弁済額が、当該京葉銀行エルカクエイ物件にかかる更生担保権の確定債権額未満の場合、当該更生担保権のうち以下のａ及びｂの合計額については、本節２⑵の定めを準用して、一般更生債権と同等に権利を変更し弁済を行う。

ａ　当該物件についての確定更生担保権額が当該物件の京葉銀行旧計画弁済額以上の場合は、同確定更生担保権額から同京葉銀行旧計画弁済額を控除した残額に14.8％を乗じて得られる金額。当該物件についての確定更生担保権額が当該物件についての京葉銀行旧計画弁済額未満の場合は、同確定更生担保権額から当該物件の売却手取額を控除した残額。

ｂ　当該物件についての確定更生担保権額が当該物件についての京葉銀行旧計画弁済額以上であり、かつ、同京葉銀行旧計画弁済額が当該物件の売却手取額以上である場合は、同京葉銀行旧計画弁済額から同売却手取額を控除した残額。